

## 第 2 号 議 案

定款の一部変更について

## 第 2 号 議 案

### 定款の一部変更について

令和4年3月1日から、JAから農林中央金庫への預け入れの枠組み（預金施設）の見直しが予定されており、高率な奨励金の対象となる預金に上限額（以下、基本部分上限額という）が設定される。

これに伴い、農中への預入義務部分（貯金及び定期積金の合計額の2分の1）が基本部分上限額を超えるJAについては、農林中央金庫への預入義務部分は基本部分上限額までとするよう、余裕金の運用に関する規定の変更を行う。

#### 附帯決議

第2号議案の認可申請に際し、行政庁から字句の修正等の指示があるときは、これに対する措置を組合長に一任する。

新旧対照表

変 更 後	現 行
第9章 会 計 (略)  (余裕金の運用) 第60条 この組合の余裕金は、次に掲げる方法によるほか、これを運用することができない。 1～9 (略) ②～③ (略) ④ この組合が第1項第1号の規定により農林中央金庫への預け金に運用する総額は、この組合の受入れに係る貯金及び定期積金の合計額の2分の1を下ってはならない。 <u>ただし、その合計額の2分の1に相当する金額が、農林中央金庫との間で個別に取り決めた金額を超えることとなる場合においては、上記の割合を4分の1まで引き下げることができる。</u> ⑤ (略)  (以下略)	第9章 会 計 (略)  (余裕金の運用) 第60条 この組合の余裕金は、次に掲げる方法によるほか、これを運用することができない。 1～9 (略) ②～③ (略) ④ この組合が第1項第1号の規定により農林中央金庫への預け金に運用する総額は、この組合の受入れに係る貯金及び定期積金の合計額の2分の1を下ってはならない。 <u>(追加)</u>  ⑤ (略)  (以下略)

#### 附 則

1. この定款の変更は、令和4年3月1日から効力を生ずる。